

商品先物取引の電子取引に係るガイドライン

I 趣旨

本ガイドラインは、電子取引における非対面性及び非書面性という特性に鑑み、委託者保護及び商品先物取引の公正性を確保し、委託者の電子取引に対する信頼性を維持、向上させる観点から、会員が留意すべき事項について取りまとめたものである。会員各社は、本ガイドラインを踏まえ、委託者保護及び電子取引に係る受託等業務の健全性と適切性の確保を図る必要がある。

本ガイドラインにおける「電子取引」とは、会員のコンピュータと委託者のコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、委託者による取引の委託（売買の注文）、会員における注文の受理、集計又は執行、注文受理の表示又は通知、注文執行結果の表示又は通知、建玉及び値洗い状況の表示又は通知が電子的に認識・処理される取引をいう。

なお、本ガイドラインは勧誘を伴わない電子取引を対象とするものであり、電子取引であっても勧誘を伴う場合には、勧誘に係る様々な規制が適用されることになる。また、本ガイドラインは、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

II 一般的な留意事項

電子取引は、「非対面性」、「非書面性」という特性を有することから、会員は、委託者の自己の責任及び判断を求めるに当り、次の事項について十分に留意する必要がある。

- ① 電子取引についても、当然に、現行の商品取引所法関係法令及び諸規則が全て適用されること。
- ② 社内規則を作成する等の方法により、電子取引に係る社内管理体制を整備すること。
- ③ 委託者が電子取引を適正かつ円滑に行うために必要と考えられる情報について、委託者に周知又は連絡すること。特に、商品取引所法関係法令及び諸規則により営業所への備え置き等が求められている書類に係る情報については、委託者に対し周知又は連絡することが必要である。
- ④ インターネット等を利用して提供する取引に関する相場情報等は、委託者にとって分かりやすい表現であって、かつ、必要な情報を含んでいること。

III 具体的な留意事項

電子取引について各社において留意すべき事項及び当該留意事項に係る具体的な方策等は、次のとおりである。

1 一般的な事項

(1) 電子取引の業務を開始するに当たって

[留意事項]

- ① 会員は、電子取引の業務を開始しようとする場合には、電子取引の対象となる委託者層、提

供しようとするサービスの内容、電子取引を稼働させるシステムの規模、委託者の属性の把握、委託者に対する情報提供及び内部管理体制等について総合的に勘案し検討する必要がある。

- ② 電子取引の非対面性に鑑み、委託者の属性の把握、本人確認及び情報提供のために必要な措置について十分に工夫する必要がある。
- ③ 電子取引に係るシステム構築に当たっては、自社のシステムの能力等に十分に留意する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 電子取引の業務を開始するに当たって留意すべき具体的な事項は以下のとおりと考えられる。

イ 提供しようとするサービスの内容

電子取引において提供するサービスの内容（注文の発注、約定確認、預り明細確認、取引に関する質問受付等）については、委託者が取引開始前に確認できるような構成にすることが必要である。

ロ システムの規模、サービスの内容を決定するには、電子取引の機械環境を勘案する必要がある。

ハ 委託者の属性の把握

電子取引においても通常の取引の場合と同様に、顧客カードを整備することはもとより、委託者の知識、取引経験、資産状況、受託契約を締結する目的等の属性を的確に把握する体制が求められる。

ニ 委託者に対する情報提供

取引に関し重大な影響を与える情報を、委託者に迅速かつ正確に提供できる体制が求められる。

ホ 内部管理体制

上記の事項に加え、商品取引所法関係法令及び諸規則により管理・監督することが求められる事項を、適切に管理・監督できる体制を整備する必要がある。

- ・ 電子取引に係る口座開設の際に、委託者が顧客カード記載事項等の必要な情報を提供しない場合には、口座開設手続きを中断する等の措置を取ることも考えられる。

(2) 商品先物取引

[留意事項]

- ① 電子取引において取り扱う商品又は取引について、各社において、自社の実務上の観点のみならず、電子取引の対象となる委託者の適合性及び説明事項に係る情報提供の観点から、取り扱う範囲を決めておく必要がある。
- ② 電子情報処理組織を利用する取引の非対面性、非書面性の特性に鑑みリスクの高い商品先物取引を対象とすることから、各社においてその委託者の適合性、取引リスクの開示、取引の仕組み等の情報提供について配慮し、取引開始に当たっての手續等を定める必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 取引開始に当たっての手續きとしては、以下のものが考えられる。

イ ホームページにおいて、商品先物取引の仕組み及びリスクの説明について表示を行う。

ロ 委託者の説明の内容についての確認を、ホームページ又は電子メール等電磁的方法により連絡を受ける。

ハ 取引の自己責任をより一層確かなものとするためには、ホームページ又は電子メール等により内容を確認した旨の連絡を受けた委託者に対し、その内容について確認を行い、取引を

開始することに関し問題がないと判断した顧客について、当該取引を開始する。

(なお、商品取引所法関係法令及び諸規則において説明書(事前交付書面)の交付、説明及びその理解の確認が義務付けられていることに留意する必要がある。この場合において、説明及びその理解の確認はもとより事前交付書面についても電磁的方法により提供することができる。)

(3) 取引に係る基準

[留意事項]

- ① 過度な取引の抑制及び取引・決済の安全性の確保の観点から、会員の受託業務管理規則その他の社内規則において、取引に係る基準を定めるとともに、取引開始に先立って委託者に対し当該基準を知らしめる必要がある。
- ② システム上において、委託者からの預り資金残高、値洗損益等の状況により取引の注文を制限する機能を設けている場合には、取引開始に先立って委託者に対し当該機能を知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者に事前に知らしめる制限として、例えば以下のものが考えられる。
 - イ 受託契約準則において制約されている事項(証拠金不足等による強制手仕舞等の措置)
 - ロ 商品取引所が定めた建玉制限、値幅制限その他市場管理に関する事項
 - ハ 会員各社が自主的に設けた基準や制約等
 - ニ 委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に基づく取引に関する制約
 - ホ 不正資金の流入防止措置に基づく制約
- ・これらの制限に抵触する場合又は抵触するおそれがある場合の措置についても、委託者に対して事前に知らしめる必要がある。

(4) 電子取引に係る契約

[留意事項]

- ① 通常の対面取引の場合と同様に顧客からの口座開設の申し込みを受け、約諾書の差し入れを受けるとともに、必要事項を盛り込んだ電子取引に係る契約を締結する必要がある。
- ② ID・パスワード等を利用する場合には、それらについて事前に届出・確認を受ける必要がある。
- ③ 契約に際し、あらかじめ受託契約準則に定められた所要の事項を記載した書面を委託者に交付又は電磁的方法により提供する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・電子取引に係る契約において盛り込む必要があると考えられる事項としては、通常の取引契約において規定される項目のほか、例えば以下の項目が考えられる。
 - イ 取引の利用時間
利用時間に制約がある場合にはその旨を規定する。
 - ロ 取引の種類
取引の種類に制約がある場合にはその旨を規定する。
 - ハ 取引の対象となる上場商品及び上場商品指数の種類
取扱上場商品等に制約がある場合にはその旨を規定する。

ニ 取扱数量等の範囲

取扱数量、取引金額その他取引に関し制約がある場合にはその旨を規定する。

ホ 取引の注文、取消し又は変更に関する事項

受注の定義、注文の有効期間、注文の受付・取消しの方法その他注文に関し制約がある場合にはその旨を規定する。

ヘ 受渡しに関する事項

受渡しのルール及びその方法その他市場管理上の制約を設けている場合にはその旨を規定する。

ト 免責事項

委託者の損害に関し会員が免責となる場合について規定する。

チ 委託者のコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器の性能等

委託者がある一定以上の性能のコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器を有していることが取引の条件となる場合には、その旨を規定する。

リ 解約の取扱い

電子取引に係る契約の解約について規定する。

ヌ 特別な状況における委託者への連絡方法

(5) 免責事項

[留意事項]

- ① 委託者との紛争防止の観点から、電子取引に係る契約において、委託者の損害に関し会員が免責される事項を明確にする必要がある。
- ② 免責事項は、消費者契約法（平成12年法律第61号）等を踏まえ委託者の利益を一方的に害することのないよう留意する必要がある。
- ③ 免責事項は取引開始に先立って委託者にその内容を知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

・免責事項としては、例えば以下の事例が考えられる。

- イ 通信機器又は通信回線の障害による損害
- ロ ID・パスワード等の一致を確認して行った取引による損害
- ハ ID・パスワード等の誤使用等により取引を制限・中断したことによる損害
- ニ 委託者が契約事項等に反した取引による損害
- ホ 通信回線の傍受等による損害
- ヘ 法令、受託契約準則、電子取引に係る契約等に基づく措置に起因する損害

(6) 委託者相談窓口等の設置

[留意事項]

- ① 委託者からの問い合わせ・苦情への対応及びシステム障害等への対応等として、委託者相談窓口等を設置する必要がある。
- ② 委託者からの問い合わせ・苦情等について迅速に対応できるよう委託者相談窓口には適切な人員配置を行う必要がある。
- ③ 委託者相談窓口の連絡先等については、ホームページに表示するだけでなく、取引開始に先立って委託者に書面又は電子メール等により通知する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 問い合わせ窓口としては、自社の問い合わせ窓口のほか、本会の相談センターの連絡先をホームページに表示することが考えられる。
- ・ 委託者相談窓口を設置するほか、ホームページにおいてもQ & Aを設け、委託者からの問い合わせのうち典型的なものを表示することも考えられる。

2 内部管理体制の整備及び取引の安全性確保に係る事項

(1) 所管部署の設置

[留意事項]

電子取引について所管部署を設け、電子取引に係る内部管理体制を整備する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 受託業務管理規則の制定、管理組織の構築等所要の管理体制を整備する必要がある。
- ・ 業務内容に応じ複数の部署において業務を担当することも考えられる。
- ・ 電子取引の日常的な管理・運営のほか、システム障害等不測の事態が発生した場合に速やかに対応できる体制を整える必要がある。

(2) 取引内容の監視・審査

[留意事項]

- ① 委託者の取引について違法性の疑いがないかを監視・審査ができるよう体制を整備する必要がある。
- ② 委託者の取引について本会の自主規制規則による適合性の原則及び不正資金の流入防止の観点から著しく不適合な取引が行われていないかを監視・審査ができるよう体制を整備する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 監視・審査は、通常取引と同様に管理部門において行うことが考えられる。
- ・ 委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的を踏まえ適切な取引となるよう、電子取引の特性を踏まえた適切な取引管理体制を整備する必要がある。
- ・ 不正資金の流入防止の観点から、本会の定める受託業務管理規則の制定に係るガイドラインを踏まえ、取引状況の監視、調査開始基準に達した場合の対応等適切な取引管理体制を整備する必要がある。
- ・ 委託者の不公正取引防止のための、会員における適切な取引管理体制を整備する必要がある。
具体的な項目としては、以下のものが考えられる。
 - イ 当月限（納会日を含む。）の売買注文又は取引の受注管理
 - ロ 立会における市場管理上の措置・要請を委託者へ周知徹底
 - ハ 誤発注等により公正な価格形成が妨げられるおそれのある取引に対する受注管理
- ・ 不公正な取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った委託者に対し注意喚起を行うとともに、改善が見られない場合には新規注文の発注を停止及び取引の処分等適切な措置を講じる必要がある。

(3) 本人確認

[留意事項]

委託者の本人確認については、電子取引の非対面性に鑑み、より一層の留意が必要である。

[具体的な方策等]

- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に基づいた本人確認事務を確実に行う必要がある。また、委託者の状況により、必要に応じて追加的措置を講じることも考慮する。

(4) ID・パスワード等の取扱い

[留意事項]

- ① 委託者の ID・パスワード等を適性かつ厳正に取り扱うため、受託業務管理規則その他の社内規則において、それらの取扱いを定める必要がある。
- ② ID・パスワード等については、取引開始に先立って、委託者の届出又は確認を受け、ないしは交付する必要がある。
- ③ 委託者に対し、ID・パスワード等を他に漏らさぬよう注意喚起する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ ID・パスワード等の取扱いについて社内規則において定める事項としては、例えば以下の事項が考えられる。
 - イ 登録手続き
社内における ID・パスワード等の登録手続きについて規定する。
 - ロ 登録対象委託者
ID・パスワード等の登録対象となる委託者の範囲を規定する。
 - ハ 管理部署
ID・パスワード等の管理部署を規定する。
 - ニ 守秘義務
ID・パスワード等の取扱いに伴う守秘義務について規定する。
 - ホ ID・パスワード等失念の場合の取扱い
委託者が ID・パスワード等を失念した場合の取扱いについて規定する。
 - ヘ ID・パスワード等の変更
委託者が ID・パスワード等を変更する場合の取扱いについて規定する。

(5) セキュリティーの確保

[留意事項]

委託者のプライバシーの保護、アクセスキー（ID・パスワード等）の保護及び取引の安全性の確保の観点から、セキュリティの安全性、信頼性の確保について所要の措置を講ずる必要がある。

また、システムのセキュリティについても同様に措置する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ セキュリティーの確保については、委託者から注文を受ける際だけでなく、約定通知等を委託者に対しホームページ又は電子メールにより連絡する場合についても十分に留意する必要がある。

る。

- ・セキュリティの確保については、今後の技術革新が予想されることから、定期的に見直しを行う必要がある。
- ・セキュリティ確保の方策としては、例えば以下のような事項が考えられる。

イ 交信情報の暗号化

ロ ネットワーク不正侵入に対する防止策

ハ コンピューターウイルスに対する防止策

(6) 発注の方法

[留意事項]

ID・パスワード等を委託者に入力させることにより、口座を開設した者以外の者が発注することを防ぐ必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者が入力したパスワードについては、画面上は当該番号ではなく*（アスタリスク）等により表示されることが必要である。
- ・ID・パスワード等の入力画面については、委託者が意識的に操作しない限り注文が発注されないような仕組みを考える必要がある。

(7) 記録の保存

[留意事項]

取引の公正性の確保及び委託者との紛争の未然防止のため、取引の注文及びその処理結果等委託者とのホームページ又は電子メールによる交信内容について、電磁的方法により記録し、5年間これを保存する必要がある。（商品取引所法施行規則第105条第2項第4号）

[具体的な方策等]

- ・法令により記録の保存義務がある法定帳簿書類のほか、ホームページ又は電子メールによる交信の内容についても、内容の重要性等必要に応じ保存することが考えられる。
- ・記録の保存に当たっては、内容を改ざんされることがないように十分に留意する必要がある。

(8) システムの信頼性・安全性に係る監査

[留意事項]

システムの信頼性・安全性確保の観点から、適切な外部監査を導入することが望ましい。また、外部監査を導入している場合には、その旨を開示することが望ましい。

(9) システム障害等への対応

[留意事項]

- ① 電子取引に係る安全性の確保及びシステム障害等の不測の対応のため、適切な人員配置を行うなど社内の内部管理体制を整備する必要がある。
- ② システム障害等が発生した場合に備え、十分なバックアップ体制を敷くとともに、会員各社においてシステム障害等の態様に応じて取るべき対策（コンテンジェンシー・プラン）を作成

しておく必要がある。

- ③ システム障害の発生を想定した訓練を定期的に行うことが望ましい。

[具体的な方策等]

- ・システム障害等への対応としては、委託者への連絡等所要の措置を講ずるために必要な内部管理体制を整備する必要がある。
- ・コンテンジェンシー・プランにおいて規定すべきと考えられる事項は、例えば以下のとおりである。
 - イ 担当部署・責任者に関する事項
 - ロ 社内連絡・社外連絡（本会への報告を含む。）に関する事項
 - ハ 人員確保に関する事項
 - ニ 委託者との連絡に関する事項（ホームページ上での表示を含む。）
 - ホ 受注業務に関する事項
 - ヘ 受渡・決済業務に関する事項
 - ト 委託者管理に関する事項
 - チ システム障害等の復旧に関する事項
- ・訓練の結果を踏まえ、必要に応じ、コンテンジェンシー・プランの見直しを行うことが考えられる。

(10) システム障害の記録・報告

[留意事項]

- ① システム障害が発生した場合には、その状況及び対応の経緯等について記録し、適宜、再発防止策を講じる必要がある。
- ② 一定のシステム障害が発生した場合には、障害等の発生の経緯、処理状況等を記録した報告書を本会に提出する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・システム障害について記録する項目としては、例えば以下のものが考えられる。
 - イ 発生日時
 - ロ 復旧日時
 - ハ 障害の状況
 - ニ 障害の原因
 - ホ 復旧までの影響
 - ヘ 対応方法
 - ト 再発防止策
 - チ 委託者からの照会状況及び対応状況
- ・以下に掲げるシステム障害が発生した場合には、本会に報告書を提出する必要がある。（ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じてても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。）
 - イ 委託者への返還資金等の返還遅延等が生じているもの又はそのおそれがあるもの
 - ロ 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの
 - ハ 取引の受注等に支障が生じ、苦情・紛争の原因になると思われるもの
 - ニ その他、イ、ロ又はハに類すると考えられるもの

3 委託者に対する情報の提供及び取引の手続きに係る事項

(1) 商品取引所法に基づく許可書面又は営業標識の掲示等

[留意事項]

商品取引所法に基づく許可を受けていない者の受託類似行為を排除し、もって委託者の保護を図るため、当該会員が商品取引所法第190条に基づく許可を受けた真正な商品取引員であることを委託者に認識させることが望ましい。

[具体的な方策等]

- ・商品取引所法第190条に基づく商品取引受託業務の許可の書面又は同法第198条に規定する標識をホームページにおいて掲示する方法が考えられる。
- ・本会ホームページの会員名簿のページへのリンクを設けるという方法も考えられる。

(2) 会員の企業情報の開示

[留意事項]

委託者の自己責任原則に係る前提として、ホームページにおいて会員の企業情報の開示に関する規則に基づき会員の企業情報を開示する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・会員のホームページにおいて当該会員のディスクロージャー資料を掲載する方法や本会ホームページ（情報開示）へのリンクを設ける方法も考えられる。

なお、会員の企業情報の開示に関する規則に基づく開示項目は、以下のとおりである。

① 年次ディスクロージャー項目記載要領の開示項目

- イ 会社の概要（会社名等、会社の沿革、会社の目的、事業の内容、営業所の状況、財務の概要（資本金、純資産額、総資産額、営業収益、経常利益、当期純利益）、発行済株式総数、主要株主名、役員の状況、従業員の状況）
- ロ 営業の状況（営業方針、当社及び当業界を取り巻く環境、営業の経過及び成果、対処すべき課題、受託業務管理規則、外務員の登録状況、委託者数、苦情、紛争、訴訟に関する事項）
- ハ 経理の状況（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、監査に関する事項、財務比率（純資産額規制比率、純資産額資本金比率、自己資本資本金比率、自己資本比率、修正自己資本比率、負債比率、流動比率））

② 月次ディスクロージャー項目記載要領の開示項目

取引関連事項（月間売買高、月末建玉状況）

(3) 電磁的方法による書面の提供等

[留意事項]

電磁的方法により事前交付書面を提供し、契約関係書類を受領し、又は委託者への報告書類の提供を行う場合には、その書類名を明示する必要がある。（最新の受託契約準則、委託のガイド等を電磁的方法により提供することが望ましい。）

[具体的な方策等]

- ・電磁的方法の具体的な内容については、商品取引所の受託契約準則等運用基準に示された方法・記載事項に基づく必要がある。

(4) 口座開設基準

[留意事項]

委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的並びに不正資金の流入防止を踏まえ、各社で参入基準を設け、その不適合者については口座を開設しない旨を、口座開設申込書及びホームページ等により委託者に知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的並びに不正資金の流入防止を踏まえた参入基準の制定及びそれに基づく具体的な対応としては、以下のものが考えられる。

イ 参入基準

各社の受託業務管理規則において参入基準を設け、商品先物取引の仕組み・リスク等を鑑み、委託者の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不適合と認められる者の参入を防止する。

また、不正資金の流入防止の観点から、公金取扱者については一定の参入規制や取引継続上の制約等を設ける。

ロ 適合性の審査

口座開設申込書等により委託者の属性を入手し、参入基準に基づき社内審査を行う。

ハ 委託者への連絡

審査の結果不適合と判断された委託者に対しては、口座開設ができない旨を通知し、電子取引による受注が受けられない旨を知らしめる。

- ・口座開設又は取引開始を断る際にその理由を委託者に開示しない場合には、あらかじめ断ることもある旨を委託者に知らしめて注意喚起することが望ましい。

(5) システム構成の開示

[留意事項]

電子取引に係るシステム構成については、委託者が会員を判断する際の要因の一つとなり得る事項であり、また、委託者のシステムに対する信頼性を確保する観点からも、自社のシステム構成についてホームページにおいて開示することが望ましい。

[具体的な方策等]

- ・システム構成について開示する場合の項目としては、例えば以下の項目が考えられる。

イ 安全対策の概要（バックアップ体制の有無等）

ロ サーバーの状況・容量

ハ 回線の状況

- ・システム構成を開示するに当たっては、ネットワークへの不正侵入の被害を受けないよう、その内容に留意する必要がある。

(6) 商品先物取引に係る説明

[留意事項]

- ① 電子取引の非対面性に鑑み、商品取引所法関係法令及び商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン（以下、「委託者保護ガイドライン」という。）並びに諸規則を踏まえて、商品先物取引の仕組み及びリスクその他の事項について事前交付書面である委託のガイドをホームページにおいて掲載し、口座開設前にその理解の確認を電磁的方法等により行う必要がある。
- ② 会員が委託のガイドの他に説明を掲載する場合には、委託のガイドの内容に準じるものとし、その説明は、平易な言葉により分かりやすく行うよう留意する必要がある。
- ③ 商品先物取引の仕組み及びリスク等に係る説明内容について、委託者からホームページ、電子メール、電話等により質問を受け付ける体制を整備するとともに、その旨をホームページに表示する必要がある。

〔具体的な方策等〕

- ・委託者保護ガイドラインの「C. 説明義務等関係」に示された手順により説明事項を説明し、委託者が理解した旨を、顧客が操作するコンピュータ、携帯電話又は携帯情報端末等の電子機器の画面上で表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で確認する必要がある。
- ・商品取引所、業界団体等において商品先物取引に係る説明を行っている場合には、自社のホームページにおいて当該機関をリンク先とし、当該機関のホームページにおいて委託者が情報を入手することも考えられる。

（7） システム障害時の代替手段等

〔留意事項〕

システム障害が発生する可能性がある旨及びシステム障害が発生した場合の委託者への連絡その他の対応について、あらかじめ委託者に周知する必要がある。

〔具体的な方策等〕

- ・委託者に知らしめる方法としては、口座開設時に書面又は電子メールにより案内する方法のほか、ホームページに表示する方法が考えられる。

（8） 取引の受託等

〔留意事項〕

- ① 取引開始に先立って委託者に対し自社のシステムにおいて可能な注文方式に係る機能について明示する必要がある。
- ② 委託者による不公正な取引につながる行為を未然に防止するため、ホームページ等において注意喚起を行う必要がある。
- ③ 委託者がホームページにおいて入力した注文及びその取消指示等を会員が受託するに当たった流れ・手続き等について、取引開始に先立って委託者に知らしめる必要がある。
また、既に取引が成立した場合等注文取消を受け付けられない場合についても、同様に委託者に知らしめる必要がある。

〔具体的な方策等〕

- ・委託者は、自身が注文の内容又は注文取消の旨をホームページにおいて入力したことをもって、当該注文又は注文取消しが受託されたと誤解することが予想されることから、注文又は注文取消しが受託されるまでの流れについて委託者に知らしめる必要がある。

- ・ 会員が委託者の注文・注文の取消しを承諾したことを明確にするための方法としては、会員が委託者からの注文・注文の取消しを受託した場合、直ちにその旨をホームページ又は電子メール等により連絡することが考えられる。
- ・ 注意喚起の内容としては、委託者の不公正な取引につながる行為等を示すことが考えられる。

(9) 発注時の誤入力防止の対応について

[留意事項]

電子取引の非対面性・非書面性に鑑み、入力した注文内容を委託者が再度確認する画面を作成する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 確認画面については、委託者が意識的に操作しない限り注文が発注されないような仕組みを考える必要がある。
- ・ いわゆるダブリ注文を防止するため、受注した注文の状況（成立・不成立の別）を委託者が確認できる画面を設定することも考えられる。

(10) 受渡決済の可否及びその方法

[留意事項]

電子取引における受渡しによる決済の可否、対象となる上場商品及び受渡しの方法等について、取引開始に先立って委託者に知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 電子取引においては、通常取引に比べ受渡方法が制限されることが考えられるため、受渡方法については、取引を開始する前に委託者に知らしめることが必要となる。
- ・ 商品取引所の上場商品特性に鑑み、当該上場商品の受渡しに係る制度的な専門性を考慮し、事前に以下の事項を確認する必要がある。
 - イ 当月限の建玉に対する受渡しの有無についての意思確認
 - ロ 受渡しの意思のない場合の建玉決済に係る確認（例えば、納会日の○日前までに決済する旨）
 - ハ 受渡しの意思確認後における受渡要件の確認
 - ニ 受渡要件等確認後の委託者への対応

(11) 委託手数料等の説明

[留意事項]

取引開始に先立って、委託手数料の額及び徴収時期等について、委託者に知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 本会会長通達（平成16年11月19日・16日商協発第902号）において、委託手数料の額及び徴収時期について、あらかじめ、書面の送付、メール又はホームページへの掲載等により知らしめておくこととされている。

(12) 注文約定等の報告

[留意事項]

電子取引の非対面性に鑑み、売買報告書等による通知に先立って、注文の成立後速やかにホームページ又は電子メール等により当該注文が約定した旨を委託者に報告する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ホームページ又は電子メール等により約定した旨を報告した場合であっても、電磁的方法又は郵送等により売買報告書を提供又は交付する必要がある。

(13) 取引不成立の場合の取扱い

[留意事項]

- ① 注文のあった取引の不成立が確定する時間等について、取引開始に先立って委託者に知らせる必要がある。
- ② 注文のあった取引が不成立となった場合には、速やかにその旨をホームページ又は電子メール等により委託者に報告する必要がある。
- ③ 注文の有効期限について、取引開始に先立って委託者に知らせる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・注文の不成立の確認が、取引時間終了後数時間を要することも考えられるので、最終的に不成立が確認される時間について、取引を開始する前に委託者に知らせる必要がある。
- ・委託者が注文の執行状況を確認する手段として、注文の成立状況等を一覧にして確認できる画面を作成することも考えられる。
- ・注文の有効期限については、ホームページにその旨を表示する等の方法により、取引の都度、委託者に知らせることが望ましい。

(14) 掲示板の運営

[留意事項]

自社のホームページにおいて、掲示板を運営する場合には、当該掲示板において不法又は不適切な書き込みが行われないための適切な措置を講ずる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・不法又は不適切な書き込み防止の具体的な措置としては、例えば、以下のような方法が考えられる。
 - イ 掲示板の管理責任者を定める。
 - ロ 書き込みの内容について事前の確認を行ったうえで、掲示板に掲載する。
 - ハ 掲示板の利用に際し、書き込みを行うことのできる者を委託者等に限定するなど、ログイン範囲及びログイン管理の方法を設定する。
 - ニ 書き込みの内容について監視を行い、商品取引所法関係法令及び諸規則に違反する書き込みや不適切であると考えられる書き込みが発見された場合には、当該書き込みを削除する。
- ・個別企業、個別商品に係る書き込みについては、特に留意する必要がある。

(15) 誤認防止のための措置

[留意事項]

他の会社のホームページにリンクを張る場合、他の会社のホームページからのリンクを認める場合には、委託者が自社のホームページと他社のホームページを誤認することを防止するための適切な措置を講ずる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 誤認防止のための具体的な措置としては、例えば、以下のような方法が考えられる。
 - ① 他の会社のホームページにリンクを張る場合
 - イ リンクを設定した画面上にリンク先の会社名等を表示する。
 - ロ 他の会社のホームページに移る際に、委託者が会員のホームページから離れる旨を表示する。
 - ハ リンク先のホームページは、リンク先の会社名等が表示されている画面とする。
 - ② 他の会社のホームページからのリンクを認める場合
 - イ 他の会社のホームページからのリンクを設定した画面上に会員名等を表示する。
 - ロ リンクページは、会員名等が表示されている画面とする。
- ・ 個別商品の説明画面に直接リンクするような場合には、誤認防止のための措置に関し特に留意する必要がある。

4 法令・諸規則の遵守に係る事項

(1) 個人情報の取扱い

[留意事項]

- ① 個人情報の保護に関し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、関係諸規則、各省庁のガイドライン並びに本会の自主規制規則及び個人情報保護ガイドライン等に基づき、個人情報の保護に関する社内体制及び関係諸規則を整備する必要がある。
- ② 個人情報の取扱いに関する方針をあらかじめ委託者に公表する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 公表する方法としては、ホームページに表示する方法が考えられる。

(2) 広告に係る規制

[留意事項]

電子取引に係る広告に当たっては、広告に係る法令諸規則に十分に留意する必要がある。

[具体的な方策等]

- ・ 電子取引に係る広告を行う場合には、商品取引所法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）や不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）等の法令及び会員の広告等に関する規則を踏まえ、適切に実施する必要がある。
- ・ 会員は広告管理責任者を設置し、広告に関する法令諸規則の遵守を監視・審査することが求められる。

(3) 取引の受託等に係る規制

[留意事項]

電子取引による適切な受託業務の実施を確保するため、電子取引に係るシステムの構築及び運営に当たっては、取引の受託等に係る商品取引所法関係法令及び諸規則並びに商品取引所における市場管理に関する規制に十分に留意する必要がある。

また、取引の受託等に係る主な規制については、ホームページにおいてその内容を表示する等の方法により、委託者に知らしめる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・取引の受託等に係る禁止行為は概ね以下のとおりである。
 - イ 偽装取引、仮名取引（法第116条第2号）
 - ロ 通謀（法第116条第3号）
 - ハ 相場操縦（法第116条第4号）
 - ニ 風説の流布（法第116条第6号）
 - ホ 虚偽の表示（法第116条第7号）
 - ヘ のみ行為（法第212条）
 - ト 一任売買（法第214条第3号、準則第25条第1項第1号）
 - チ 仕切拒否・返還遅延（規則第103条第1号）
 - リ 地位利用等による取引（規則第103条第2号）
 - ヌ 無断売買（規則第103条第3号、準則第25条第1項第2号）
- ・商品取引所の市場管理上の特別又は非常措置（市場管理要綱）

(4) 自社の役職員に対する指導・監督

[留意事項]

自社の役職員が電子取引を利用して商品取引所法関係法令及び諸規則に違反する行為、そのおそれがある行為又はその温床となり得る行為を行うことのないよう社内規則を定め、指導・監督を行う等適切な措置を講じる必要がある。

[具体的な方策等]

- ・役職員に対し指導・監督を行う項目としては、例えば以下のような項目が考えられる。
 - イ 掲示板への商品先物取引に関する事項の書き込み
 - ロ 役職員による商品先物取引に係る掲示板の運営
- ・商品取引所法関係法令及び諸規則に違反する行為、そのおそれがある行為又はその温床となり得る行為としては、例えば以下のようなものが考えられる。
 - イ 商品市場に関する根拠のない噂等の書き込み
 - ロ 同業他社及び他の登録外務員の誹謗中傷
 - ハ 営業に利用することを目的とした取引委託の勧誘に係る書き込み（営業広告については事前の社内審査が必要となる。）

平成 18 年 11 月 16 日制定

平成 18 年 11 月 16 日施行

平成 19 年 9 月 30 日改正

平成 20 年 6 月 2 日改正

平成 21 年 7 月 22 日改正